

計画の実施(D。)

1 実施体制の構築

【登録要件】

代表者(事業主)は、塩尻環境スタンダードに基づく環境マネジメントシステムを確立、運用、維持し、改善するために効果的な実施体制を構築する。

実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、これを全ての従業員に周知する。

代表者は、環境管理責任者を任命する。ただし、小規模な事業所にあつては、代表者が兼任してもよい。

2 教育・訓練の実施

【登録要件】

塩尻環境スタンダードに基づく環境マネジメントシステムの取り組みを適切に実施するため、必要な教育・訓練を行う。

〈推奨要件〉

- ・ 階層別、職種別等に配慮した教育・訓練の年間計画を作成し、適切なプログラムで実施する。
- ・ 法令等の順守、緊急事態への対応等、一定の知識、技術及び資格が必要な場合は、これに必要な教育・訓練を行う。

3 環境コミュニケーション

【登録要件】

外部からの環境に関する苦情や要望を受け、必要な対応を行う。
必要がある場合は、環境への取り組み状況等に関する記録を作成し、外部へ公表する。

内部における環境コミュニケーションを円滑に行うため、環境マネジメントシステムや環境問題に関する情報を従業員等に伝達し、改善の提案等を収集する。

《推奨要件》

- ・ 環境に関する苦情や要望を処理し、地域住民、利害関係者等との双方向の環境コミュニケーションを実施する手順を作成する。
- ・ 環境への取り組み状況等に関する記録を、定期的に、地域住民、利害関係者等に公表する。
- ・ 環境への取り組み状況等に関する記録を、ホームページ等を利用して公表する。

4 実施及び運用

【登録要件】

環境方針、環境目標及び環境活動プログラムを達成するために必要な取り組みを、適切に実施する。

《推奨要件》

- ・ 実施及び運用に当たって必要な場合は、取り組み・運用手順を定める。
- ・ 事業所内に常駐する社外業者、取引先等についても、環境方針、環境目標及び環境活動プログラムの内容を伝達し、必要な取り組みを要請する。

5 環境上の緊急事態への準備及び対応

【登録要件】

環境上の緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的な訓練を実施する。

《推奨要件》

- ・ 環境上の緊急事態に対応するため、具体的な訓練計画、対応手順等を定める。